

原議保存期間	1年（令和10年3月31日）
有効期間	1年未満（令和8年9月30日）

F . N o . 7 0 4 0 2 0 B

滋 交 企 甲 発 第 S0959号

（地 交規 交指 合同）

令 和 8 年 8 月 21日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

令和8年秋の全国交通安全運動の実施について（通達）

本年は交通事故抑止目標を「死者数35人以下、重傷者数290人以下」と定め、各種交通事故抑止対策を推進しているところ、7月末現在、県内の交通事故死者数は16人（前年同期比-12人）と減少しているものの、今なお交通事故の惨禍にさらされる県民は後を絶たない。

このような情勢の中、令和8年秋の全国交通安全運動が実施されることから、下記により本運動が真に実効あるものとなるよう取組を推進されたい。

記

1 期間等

（1）運動期間

令和8年9月21日（月）から同年9月30日（水）までの10日間

（2）交通事故死ゼロを目指す日

令和8年9月30日（水）

2 運動重点

（1）〈歩行者重点〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- (2) <自動車重点>夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- (3) <自転車重点>自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底
- (4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進（県独自重点）

3 運動重点に係る推進事項

別紙1の項目について、管内のトレンドを踏まえ推進すること。

4 期間中における行事

実施日	行事名
9月25日（金）	横断歩道利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日 飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日
9月30日（水）	交通事故死ゼロを目指す日

5 留意事項

(1) 受傷事故防止等

街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すること。また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員に対しては、横断歩行者等の保護や自転車等の基本的な交通ルールの遵守を徹底するとともに、模範的な運転マナーや自転車等乗車時のヘルメット着用を指導すること。

運動重点に係る推進事項

1 <歩行者重点>歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- (1) 歩行者が被害に遭った交通事故の中には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反が認められるため、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは信号に従うこと等の基本的な交通ルールの遵守や歩きスマホの危険性についての指導啓発を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を推進すること。
- (2) 歩行中幼児・児童については、飛び出しによる交通事故の死者・重傷者が多いといった特徴を踏まえ、保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設けること。また、日常生活や教育現場において、保護者等が幼児・児童に対して、自らの安全を守るための交通行動を繰り返し指導することの重要性について周知を図ること。
- (3) 全ての年齢層を対象に反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視認効果等について周知を図るとともに、自発的な着用に促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。その際、警察庁作成の広報啓発動画（YouTube等）の活用も検討すること。
- (4) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）により、令和8年9月1日から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることについて、広報啓発を推進するほか、通学路や幼児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等での幼児・児童の見守り活動を強化するとともに、地域における歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。
- (5) 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の更なる推進を図ること。
- (6) 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、歩車分離式信号、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

(7) 道路管理者、地域住民等と連携しながら、こどもを始めとする歩行者の通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。

2 <自動車重点>夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

(1) 日の入り時刻が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発すること、特に、日の入り後1時間の死者が多く、昼間と比較して歩行者が横断中に死亡する事故が多いこと等の特徴についての交通安全教育等を強化すること。あわせて、自動車等の前照灯の早めの点灯や、対向車や先行車がない状況においてはハイビームを活用し、上向き・下向きのこまめな切替えを行うことについての広報啓発を推進すること。

(2) 自転車の安全を確保するための措置として、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和8年4月1日から施行された、車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するための義務についての指導・周知を図ること。

(3) 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

(4) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化すること。また、飲酒運転の実態について、調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けて周辺三罪も含めた効果的な取締りを推進すること。

(5) 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、履行の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の外国人を含めた運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務が課されていることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。

- (6) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 52 号）の趣旨及び内容の広報啓発を推進するとともに、飲酒運転が引き続き厳正に処罰されることについて周知すること。
- (7) 自動車運転中の携帯電話使用等による死亡・重傷事故が令和 3 年以降増加傾向にあり、重点的に取り組むべき課題であることを改めて認識し、「ながらスマホ」の危険性や交通事故実態等に関する広報啓発を推進するとともに、交通事故実態の分析等に基づき、効果的な交通指導取締りを推進すること。また、企業・団体や教育機関等に対しては、「ながらスマホ」の危険性を十分理解させる効果的な交通安全教育を徹底すること。
- (8) 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性や、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る交通違反に対する交通指導取締りを強化すること。
- (9) いわゆる白タク・白トラ・白バス行為については、関係機関との連携の下、抑止に向けた広報啓発活動を行うとともに、関連情報の収集・共有、取締り等の強化に努めること。
- (10) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児へのチャイルドシートの適正な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない 6 歳以上のこどもへのチャイルドシートの使用を促す広報啓発を推進すること。また、行楽地等における運転者等への啓発やシートベルトの着用効果を体験できる装置等を活用した参加・体験型の交通安全教育等を推進するほか、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。
- (11) 高齢運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を高齢運転者自らが理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。また、高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。さらに、アクセルとブレーキの踏み間違いに起因する交通事故の実態を踏まえ、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進す

ること。

(12) 高速道路における逆走事案の約7割は65歳以上の高齢者であることを踏まえ、高齢運転者本人のみならず、その家族に対しても高速道路における逆走行為は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることについての広報啓発を推進すること。

(13) 外国人運転者に対しては、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう、啓発動画やリーフレット等を活用した効果的な交通安全教育や広報啓発を行うとともに、外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育や安全運転管理の強化等、関係機関・団体、外国人労働者を雇用する企業、レンタカー会社といった関係者と連携した横断的な取組を推進すること。

(14) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を緩みがないようしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することの重要性やプロテクターの着用効果についての広報啓発を推進するほか、若年層のみならず、中高年、フードデリバリー事業者等に対する交通安全教育等、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

(15) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることについての広報啓発を推進すること。また、販売事業者やフードデリバリー事業者に対し、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に従い、購入者や配達員の運転免許の確認、保安基準に適合した車体の使用・販売の徹底等の安全対策を的確に実施するよう指導助言を行うこと。

3 <自転車重点>自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(1) 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、「自転車安全利用五則」や「自転車ルールブック」を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施し、自転車利用時の基本的な交通ルールの理解と遵守の徹底を促す取組を推進するとともに、事業者、保護者・家族、学校、自治体といった関係者に対し、「自転車の交通

安全教育ガイドライン」に基づく交通安全教育を実施するよう働き掛けを強化すること。

- (2) 自転車の交通指導取締りについては、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導警告を行うことを原則とし、悪質・危険な交通違反に対しては検挙を行うという基本的な考え方を踏まえつつ、真に自転車の交通事故抑止に資する活動を推進すること。
- (3) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を実施するよう働き掛けること。また、自転車配達員への街頭における指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け促進等の諸対策を推進すること。
- (4) 全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されていることを踏まえ、その着用を促進するために自転車利用時の頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うこと。また、教育委員会や学校と連携した自転車通学時の乗車用ヘルメット着用促進による着用率の向上を図るとともに、都道府県や市町村による乗車用ヘルメットの着用の支援を推進すること。
- (5) 夕暮れ時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けを促進すること。
- (6) 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。
- (7) 自転車に関連する具体的な交通事故事例を示し、自転車の損害賠償責任保険等の加入の必要性や、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。
- (8) 特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底及び乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用した効果的な情報発信のほか、関係機関・団体等と連携した交通ルールや乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発等を推進すること。
- (9) 特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者や販売事業者等に対し、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく、特定小型原動機付自転車の利用者等に対する基本的な交通ルールの周知や、乗車用ヘルメット着用の促進等の

安全対策を的確に実施するよう働き掛けを強化すること。特に、現在の特定小型原動機付自転車に関連する交通事故や交通違反の状況を踏まえ、対歩行者事故防止に重点を置いた交差点や横断歩道等における安全確認の徹底、信号に従うなどの基本的な交通ルール の周知、飲酒運転防止のための夜間のポールの利用停止といった実効的な対策を講ずることや、特定小型原動機付自転車の運転者の乗車用ヘルメット着用率が著しく低いことを踏まえた乗車用ヘルメット着用の促進に重点を置いた取組を推進するよう指導助言を行うこと。

(10) 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行うこととされていることから、必要に応じて交通違反や交通事故の発生状況等に関する情報を提供するとともに、ガイドラインに基づき、事業者による交通安全教育が適切に行われるよう指導助言を行うこと。

(11) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置き、管内の交通実態を分析した上で、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進すること。

4 横断歩道利用者ファースト運動の推進（県独自重点）

(1) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行する義務及び横断歩道等における歩行者等優先義務について周知を徹底すること。

また、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の醸成を図ること。

(2) 歩行者等に対し、手を挙げるなどして横断する意思を運転者に明確に伝えること、安全を確認してから横断を開始し、横断中も周囲の安全確認に努めること、停止して道を譲った運転者に対して感謝の意思表示を行うことなど、安全な横断方法及び交通マナーについて理解を促し、「思いやり・ゆずり合い」の気運を醸成するための交通安全教育及び広報啓発を推進すること。

(3) 信号機のない横断歩道の手前に設置されたダイヤモンドの意味及び役割について、運転者及び歩行者等に対する周知を徹底するとともに、交通安全教育、広報啓発その他あらゆる機会を通じ、その認知度向上及び横断歩道手前での確実な安全確認と減速行動の定着を図ること。

(4) 道路管理者との合同点検のほか、警察活動を通じて視認性の阻害その他の理

由により効用が損なわれていると認められる横断歩道標識、道路標示、停止線及びダイヤモンドを発見又は認知した場合は、交通規制課を経由して報告すること。